

# 社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会 役員、評議員、委員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会定款第10条、第25条及び第33条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員、委員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員等)

第2条 この規程における、委員等とは次の者をいう。

- (1) 財政企画委員、地域福祉委員、在宅福祉委員
- (2) 評議員選任・解任委員

(報酬等の支給)

第3条 会長、副会長の報酬等は、別表1により12回に分けて支給する。ただし、会長、副会長が任期途中で退任したときは、当月分までの報酬を支給する。また、補欠により就任した会長、副会長の報酬は、翌月より支給する。

- 2 常務理事の報酬等は、別表1により12回に分けて支給する。また、賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 3 会長、副会長及び常務理事を除く役員が職務のため理事会、監事会、委員会等への出席をしたときの報酬等は、別表1により支給する。
- 4 評議員が職務のため評議員会等への出席をしたときの報酬等は、別表1により支給する。
- 5 委員等が職務のため委員会に出席したときの報酬等は、別表1により支給する。ただし、職員が委員として出席したときは支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長、副会長及び常務理事の報酬は毎月21日（この日が休日の場合は前日）に本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

- 2 役員、評議員、委員等の費用弁償は、その都度本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年6月30日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

役職名	報酬額	費用弁償額
会長	360,000円（年額）	支給しない
副会長	180,000（年額）	支給しない
常勤の理事	200,000円（月額） 賞与6月及び12月 月額報酬×0.5月	支給しない
理事	支給しない	4,000円（1回）
監事	支給しない	4,000円（1回）
評議員	支給しない	4,000円（1回）
財政企画委員会委員	支給しない	4,000円（1回）
地域福祉委員会委員	支給しない	4,000円（1回）
在宅福祉委員会委員	支給しない	4,000円（1回）
評議員選任・解任委員	支給しない	4,000円（1回）